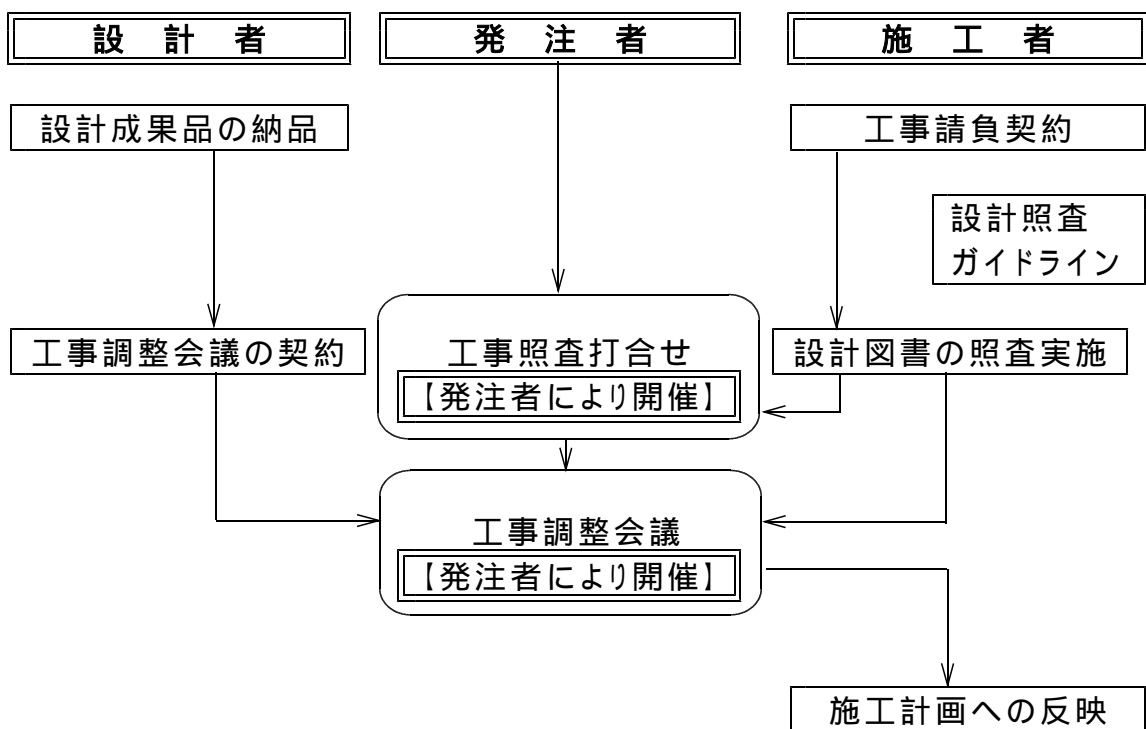


「工事調整会議」実施要領

第1. 工事調整会議の目的等

「工事調整会議」は、当該工事に係る発注者・設計者・施工者で構成し、発注した土木工事等について、設計思想を伝達し、各所の情報共有を図ることを目的に行うものである。

なお、その実施時期については工事請負契約書及び「設計照査ガイドライン(案)」(沖縄県土木建築部)に基づく設計図書の照査が完了した時を必須とし、その他設計思想の確認等、必要が生じた時に開催するものとする。また、事前に「工事照査打合せ」を実施するものとする。



第2. 「工事調整会議」の責任の範囲

工事調整会議は設計思想の伝達と各種情報の共有を目的とするものであり、構成員に関する各種責任分担(瑕疵の有無や補修等)の検討・対応等については下記によるものとする。

工事調整会議において提示された課題等の解決のための方法、手段については設計、工事各々の契約約款等の諸規定に基づいて行うことを原則とし、発注者と各担当者との協議の上決定するものとする。

第3. 対象工事

原則として構造物(橋梁下部工、橋梁上部工、カルバート工(内空 25 m²以上)擁壁工(最大高さ 8m 以上))が主体の工事を対象とするが、その他設計思想の情報共有等を図る必要がある工事においても実施する。

第4. 経費の負担

「工事調整会議」開催に係る経費は、発注者が負担する。

・施工業者：計上しない(工事打合せに該当)

・設計者：下記 に定める方式により、契約締結を行う。

発注者は、工事調整会議の開催までに、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントと業務契約を締結するものとする。

なお、契約は、随意契約とする。

第5. 経費の算定

設計者と契約締結する経費の算定は、以下のとおりとする。

なお、これによりがたい場合は、主管課・技術管理課と調整するものとする。

打合せ 主任技師：0.5人/回、技師(A)：0.5人/回

旅費交通費 実費

技術経費、諸経費は計上しない。

第6. 特記仕様書への記載

工事調整会議を実施する工事については、特記仕様書にその旨記載するものとする。

附 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。